

昭和62年2月1日執行  
青森県知事選挙

# 選挙の記録

青森県選挙管理委員会



## 委員長談話

いよいよ明日は、知事選挙の投票日です。

このたびの選挙は、最近の地方行政をとりまく、厳しい社会、経済情勢の中で、今後4年間の県政の推進を担う人を選ぶ、非常に意義深いものです。

有権者の皆さんも、すでに、候補者の政見を十分吟味されておられることと思いますが、これを基に、自らの判断により、私たちの代表を選ぶことが必要です。

「青森の明日を築く あなたの一票」

選挙は、私たちの考えを政治に反映させる最も大切な手段です。

厳しい寒さが続いておりますが、きたるべき春を待ちつつ、あしたの青森県のために、あなたの貴重な一票を投ぜられるよう切望します。

昭和62年1月31日

青森県選挙管理委員会

委員長 盛田 寛二

# 目 次

## 委員長談話

### I 総 括

1. 選挙期日等	1
2. 選挙長及び選挙長職務代理人	1
3. 候補者に関する調	1
4. 選挙結果総括	2
(1) 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等	2
(2) 候補者別得票数	2
(3) 当選人調	2
5. 選挙人名簿登録者数	3
6. 投票区数及びポスター掲示場数	4
7. 投票所開閉時刻の変更に関する調	5
8. 線上投票に関する調	7
9. 投開票結果報告時刻に関する調	8

### II 投 票

1. 投票に関する調	11
2. 仮投票に関する調	15
3. 点字投票に関する調	15
4. 代理投票に関する調	16
5. 不在者投票に関する調	18
(1) 不在者投票用紙等の請求及び交付に関する調	18
(2) 不在者投票の事由に関する調	21
(3) 不在者投票の受理、不受理に関する調	23
(4) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調	25
6. 中間推定投票率に関する調	27

### III 開 票

1. 開票に関する調	31
2. 候補者別得票に関する調	34

3. 無効投票に関する調	38
4. 開票進捗状況に関する調	48
IV 選挙公営	
1. 選挙公報に関する調	51
2. 政見放送に関する調	52
V 収支報告に関する調	
VI 参考資料	
1. 主要事務日程表	63
2. 立候補届出受付体制	72
3. 投開票結果速報受信要領	74
4. 知事選挙結果速報に係る報道協議会との打合せ資料	83
5. 知事選挙結果速報に係る市町村担当者打合せ会議資料	87
6. 青森県知事選挙啓発推進事業実施要領	90
7. 青森県知事選挙啓発推進事業計画書	91
8. 有線放送、広報紙、回覧板等による投票参加呼びかけ(原稿例)	94

62.2.1

## 4 選挙結果総括

(1) 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等

性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	有効投票数	無効投票数
男	525,566	253,954	271,612	48.32	534,393	530,200	4,193
女	580,779	280,463	300,316	48.29	無効投票率	法定得票数	供託物点没収
計	1,106,345	534,417	571,928	48.30	0.78	132,550	53,020

(2) 候補者別得票数

当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	備考
	関 晴 正	男	63	団体役員	日本社会党	新	165,642	
○	北 村 正 哉	男	70	青森県知事	自由民主党	現	326,817	
	沢 谷 忠 則	男	55	政党役員	日本共産党	新	37,741	供託物没収
計	3 名	—	—	—	—	—	530,200	—

(3) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住 所	職 業	氏 名	生年月日	連続当選回数
昭和62年 2月3日	昭和62年 2月3日	昭和62年 2月3日	青森県青森市大字八重田 字露草85番地11	青森県 知 事	北 村 正 哉	大正5年 5月3日	3

# 1 選挙期日等

- (1) 選挙期日の告示日 昭和62年1月12日
- (2) 選挙の期日 昭和62年2月1日
- (3) 開票の期日 昭和62年2月1日(即日開票)
- (4) 選挙会の期日 昭和62年2月3日 午前11時
- (5) 選挙会の場所 青森市長島一丁目1番1号  
青森県庁5階 青森県選挙管理委員会委員室

# 2 選挙長及び選挙長職務代理者

職名	氏名	住所
選挙長	盛田 寛二	上北郡七戸町字膝森4
選挙長職務代理者	竹浪 順三郎	北津軽郡板柳町大字板柳字土井112

# 3 候補者に関する調

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	昭和62.1.12	本人届出	関 晴 正	青森県青森市堤町二丁目91番地	青森県青森市大字矢田前字本泉49番地の14号	大正12.11.26	日本社会党	団役員
2	昭和62.1.12	本人届出	北 村 正 哉	青森県三沢市岡三沢一丁目39番地2	青森県青森市大字八重田字露草85番地11	大正5.5.3	自由民主党	青森県知事
3	昭和62.1.12	本人届出	沢 谷 忠 則	青森県青森市北金沢一丁目163番地	青森県青森市北金沢一丁目3番13号	昭和7.1.19	日本共産党	政党员

# 5 選挙人名簿登録者数

(昭和62年1月11日現在)

区分		男	女	計	区分		男	女	計	
市町村名					市町村名					
市	青森市	99,401	113,434	212,835	北津軽郡	中里町	4,849	5,360	10,209	
	弘前市	60,142	69,430	129,572		鶴田町	6,013	6,795	12,808	
	八戸市	81,343	87,680	169,023		市浦村	1,386	1,519	2,905	
	黒石市	13,888	15,909	29,797		小泊村	1,867	1,992	3,859	
	五所川原市	17,533	19,916	37,449		計	25,543	28,577	54,120	
	十和田市	20,628	22,312	42,940	上	野辺地町	6,287	6,979	13,266	
	三沢市	14,960	14,958	29,918		七戸町	4,258	4,774	9,032	
	むつ市	17,155	17,735	34,890		百石町	3,421	3,643	7,064	
計	325,050	361,374	686,424	十和田湖町		2,562	2,763	5,325		
東津軽郡	平内町	6,137	6,681	12,818		六戸町	3,984	4,183	8,167	
	蟹田町	1,917	2,061	3,978	横浜町	2,253	2,377	4,630		
	今別町	2,235	2,469	4,704	上北町	3,716	4,034	7,750		
	蓬田村	1,537	1,680	3,217	東北町	4,372	4,534	8,906		
	平館村	1,149	1,234	2,383	天間林村	3,535	3,791	7,326		
	三厩村	1,481	1,539	3,020	下田町	3,147	3,373	6,520		
	計	14,456	15,664	30,120	六ヶ所村	4,270	4,123	8,393		
	西津軽郡	鱒ヶ沢町	6,151	6,796	12,947	計	41,805	44,574	86,379	
木造町		8,098	9,039	17,137	下	川内町	2,656	2,833	5,489	
深浦町		3,938	4,361	8,299		大畑町	4,096	4,471	8,567	
森田村		1,957	2,178	4,135		大間町	2,631	2,620	5,251	
岩崎村		1,310	1,504	2,814		東通村	3,549	3,517	7,066	
柏村		1,787	1,947	3,734		風間浦村	1,300	1,371	2,671	
稲垣村		2,161	2,347	4,508	北	佐井村	1,454	1,489	2,943	
車力村		2,460	2,558	5,018		脇野沢村	1,251	1,309	2,560	
計	27,862	30,730	58,592	計		16,937	17,610	34,547		
中津軽郡	岩木町	4,734	5,249	9,983		三戸郡	三戸町	5,573	6,029	11,602
	相馬村	1,459	1,599	3,058			五戸町	7,096	7,638	14,734
	西目屋村	1,005	1,077	2,082	田子町		3,263	3,520	6,783	
	計	7,198	7,925	15,123	名川町		4,101	4,313	8,414	
南津軽郡	藤崎町	3,976	4,349	8,325	南部町		2,515	2,788	5,303	
	大鰐町	5,656	6,532	12,188	階上町	4,326	4,067	8,393		
	尾上町	3,777	4,170	7,947	福地村	2,225	2,414	4,639		
	浪岡町	7,717	8,660	16,377	南郷村	2,777	2,811	5,588		
	平賀町	8,384	9,345	17,729	倉石村	1,325	1,467	2,792		
	常盤村	2,272	2,475	4,747	新郷村	1,611	1,737	3,348		
	田舎館村	3,417	3,937	7,354	計	34,812	36,784	71,596		
	碓ヶ関村	1,516	1,764	3,280	市計	325,050	361,374	686,424		
計	36,715	41,232	77,947	町村計	205,328	223,096	428,424			
北津軽郡	板柳町	6,556	7,419	13,975	県計	530,378	584,470	1,114,848		
	金木町	4,872	5,492	10,364						



## 6 投票区数及びポスター掲示場数

区分		投票区数	掲示場数	区分		投票区数	掲示場数
市町村名				市町村名			
市	青森市	90	662	北 津 軽 郡	板柳町	12	81
	弘前市	73	471		金木町	6	49
	八戸市	74	519		中里町	11	78
	黒石市	21	158		鶴田町	14	82
	五所川原市	22	167		市浦村	4	33
	十和田市	39	281		小泊村	2	18
	三沢市	37	240		計	49	341
	むつ市	34	245		野辺地町	8	64
計	390	2,743	七戸町	7	57		
東 津 軽 郡	平内町	17	129	上 北 郡	百石町	6	38
	蟹田町	4	30		十和田湖町	7	57
	今別町	4	33		六戸町	9	70
	蓬田村	4	31		横浜町	7	56
	平館村	3	25		上北町	10	70
	三厩村	3	25		東北町	12	95
	計	35	273		天間林村	11	81
	鱒ヶ沢町	17	106		下田町	13	82
西 津 軽 郡	木造町	23	147	北 郡	六ヶ所村	11	89
	深浦町	15	119		計	101	759
	森田村	5	36		川内町	13	99
	岩崎村	7	56		大畑町	14	77
	柏村	4	25		大間町	5	37
	稲垣村	9	57		東通村	20	110
	車力村	7	51		風間浦村	6	46
	計	87	597		佐井村	9	72
中 津 軽 郡	岩木町	19	107	下 北 郡	脇野沢村	6	45
	相馬村	7	52		計	73	486
	西目屋村	4	32		三戸町	23	147
	計	30	191		五戸町	21	128
南 津 軽 郡	藤崎町	6	40	三 戸 郡	田子町	12	94
	大鰐町	19	122		名川町	13	94
	尾上町	10	58		南部町	12	70
	浪岡町	15	115		階上町	10	77
	平賀町	14	104		福地村	11	67
	常盤村	5	34		南郷村	14	106
	田舎館村	7	46		倉石村	6	44
	碓ヶ関村	3	25		新郷村	12	90
	計	79	544		計	134	917
			市計	390	2,743		
			町村計	588	4,108		
			県計	978	6,851		

備考 ポスター掲示場の掲示面の区画数は、4区画である。

## 7 投票所開閉時刻の変更に関する調

市町村名	投票区名	投票所名	開始又は閉鎖時刻の繰り上げ繰り下げの別	時間数 (閉鎖時刻)	有権者数 (人)	開票所までの距離 (km)
青森市	第24投票区	田代平少年の家	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	21	25.0
	第60投票区	入内集会所	〃	〃	114	15.0
	第67投票区	西部公民館岩渡分館	〃	〃	63	16.0
	第68投票区	孫内保健福祉館	〃	〃	209	20.0
黒石市	第1投票区	厚目内小中学校	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	125	20.0
	第2投票区	大川原小学校	〃	〃	262	15.0
	第21投票区	安入集会所	〃	〃	64	8.0
平内町	第4投票区	東田沢小学校	閉鎖時刻の繰り上げ	1時間 (午後5時)	874	12.0
	第10投票区	東栄小学校	〃	〃	645	10.0
	第15投票区	茂浦小学校	〃	〃	342	10.0
	第16投票区	浦田小学校	〃	〃	240	14.0
	第17投票区	稲生小学校	〃	〃	184	16.6
鱒ヶ沢町	第8投票区	一ツ森小学校	閉鎖時刻の繰り上げ	1時間 (午後5時)	305	16.0
	第9投票区	深谷小学校	〃	〃	204	16.0
	第12投票区	芦菴へき地保健福祉館	〃	〃	499	14.0
	第13投票区	長平生活改善センター	〃	〃	322	17.0
深浦町	第5投票区	長慶平集会所	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	124	12.0
	第8投票区	松原集落センター	〃	〃	86	14.0
	第15投票区	岩坂地区福祉センター	〃	1時間 (午後5時)	325	30.0
平賀町	第13投票区	小国小学校	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	252	28.0
	第14投票区	葛川地区公民館	〃	〃	580	32.0
百石町	第5投票区	豊栄へき地保健福祉館	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	102	8.5
十和田湖町	第1投票区	十和田湖保育所	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	299	37.1
	第2投票区	東湖児童館	〃	〃	192	30.1
横浜町	第1投票区	南部小学校烏帽子平分校	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	61	12.2
東北町	第9投票区	淋代小学校	閉鎖時刻の繰り上げ	1時間 (午後5時)	294	21.3
	第10投票区	美須々小学校	〃	〃	205	21.5
下田町	第5投票区	豊栄児童館	閉鎖時刻の繰り上げ	2時間 (午後4時)	87	6.0
東通村	第1投票区	大利農林研修センター	閉鎖時刻の繰り上げ	1時間 (午後5時)	197	5.3
	第2投票区	目名児童館	〃	〃	299	6.2
	第3投票区	蒲野沢児童館	〃	〃	329	14.2
	第4投票区	鹿橋幼稚園	〃	〃	201	11.8

市町村名	投票区名	投票所名	開始又は閉鎖時刻の繰上げ繰下げの別	時間数 (閉鎖時刻)	有権者数 (人)	開票所までの距離 (km)	
東 通 村	第5投票区	石 持 児 童 館	閉鎖時刻の繰り上げ	1 時 間 (午後5時)	255	10.1	
	第6投票区	野 牛 小 学 校	〃	〃	148	20.1	
	第7投票区	入 口 小 学 校	〃	〃	633	14.5	
	第8投票区	岩 屋 部 落 集 会 所	〃	〃	324	21.9	
	第9投票区	斐 部 小 学 校	〃	〃	138	21.6	
	第10投票区	北地区基幹集落センター	〃	〃	467	28.3	
	第11投票区	尻 労 児 童 館	〃	〃	450	26.2	
	第12投票区	猿ヶ森農民研修所	〃	〃	76	21.5	
	第13投票区	田 代 小 中 学 校	〃	〃	101	19.0	
	第14投票区	小田野地区学習供用センター	〃	〃	857	22.2	
	第15投票区	南地区基幹集落センター	〃	〃	730	30.9	
	第16投票区	白 糠 小 学 校	〃	〃	1,311	33.2	
	第17投票区	砂 子 又 小 中 学 校	〃	〃	150	13.7	
	第18投票区	上 田 屋 小 中 学 校	〃	〃	215	7.6	
	第19投票区	下 田 屋 部 落 集 会 所	〃	〃	75	4.5	
	第20投票区	石蔵平開拓婦人ホーム	〃	〃	144	8.0	
	佐 井 村	第7投票区	長後地区生活改善センター	閉鎖時刻の繰り上げ	1 時 間 (午後5時)	91	9.6
		第8投票区	福浦地区生活改善センター	〃	〃	184	16.8
		第9投票区	牛 滝 福 祉 会 館	〃	〃	161	24.2
	三 戸 町	第14投票区	沼 田 隆 正 宅	閉鎖時刻の繰り上げ	1 時 間 (午後5時)	72	7.0
第16投票区		大 舌 小 学 校	〃	〃	178	13.0	
第17投票区		松 山 功 宅	〃	〃	75	11.0	
第20投票区		杉沢へき地保健福祉館	〃	〃	399	20.0	
第23投票区		横 沢 次 信 宅	〃	〃	61	26.0	
新 郷 村	第4投票区	西老人福祉センター	閉鎖時刻の繰り上げ	1 時 間 (午後5時)	282	7.6	
	第6投票区	田 茂 代 小 学 校	〃	2 時 間 (午後4時)	125	8.0	
	第8投票区	長 崎 小 学 校	〃	〃	129	9.6	
	第10投票区	南老人福祉センター	〃	1 時 間 (午後5時)	228	6.8	
	第11投票区	清 水 小 学 校	〃	2 時 間 (午後4時)	112	10.5	
	第12投票区	中崎生活文化センター	〃	〃	91	8.7	

(参考) 閉鎖時刻の1時間繰上げ 42投票区(8町村)  
閉鎖時刻の2時間繰上げ 20投票区(9市町村)  
計 62投票区(15市町村)

## 8 繰上投票に関する調

区分 市町村名	投票区名	投票所の名称	繰上投票期日
青森市	第24投票区	田代平少年の家	昭和62年1月31日

## 9 投開票結果報告時刻に関する調

区分		投票結果	開票結果	区分		投票結果	開票結果
市町村名				市町村名			
市	青森市	19:04	20:50	北 津 軽 郡	板柳町	19:15	20:20
	弘前市	19:45	21:00		金木町	18:50	20:25
	八戸市	19:00	21:05		中里町	19:26	20:30
	黒石市	19:02	20:43		鶴田町	18:57	20:03
	五所川原市	19:36	22:30		市浦村	18:32	19:19
	十和田市	19:04	20:57		小泊村	18:20	19:52
	三沢市	19:50	21:18		計		
	むつ市	18:45	20:41		野辺地町	19:00	20:25
	計				七戸町	18:50	20:14
東 津 軽 郡	平内町	18:55	20:43	上 北 郡	百石町	18:43	20:15
	蟹田町	18:33	19:44		十和田湖町	18:20	20:10
	今別町	18:25	19:55		六戸町	18:45	20:14
	蓬田村	18:13	19:43		横浜町	18:40	20:25
	平館村	18:15	20:14		上北町	18:45	20:15
	三厩村	18:40	19:51		東北町	19:00	20:25
	計				天間林村	18:50	19:56
					下田町	19:16	19:55
西 津 軽 郡	鱒ヶ沢町	18:48	20:09	郡	六ヶ所村	19:25	20:36
	木造町	19:25	20:00		計		
	深浦町	18:55	19:45		川内町	19:02	19:50
	森田村	18:45	19:50		大畑町	18:44	19:50
	岩崎村	18:35	19:45		大間町	18:27	19:33
	柏村	18:25	18:59		東通村	18:28	19:47
	稲垣村	18:41	19:29		風間浦村	18:34	19:40
	車力村	18:28	19:47		佐井村	18:30	19:50
計			脇野沢村	18:35	20:15		
中 津 軽 郡	岩木町	18:45	20:23	郡	計		
	相馬村	18:50	19:45		三戸町	19:07	20:25
	西目屋村	18:50	20:03		五戸町	18:45	20:20
	計				田子町	18:50	20:45
南 津 軽 郡	藤崎町	18:50	19:55	戸 郡	名川町	18:55	20:05
	大鰐町	18:45	20:09		南部町	18:40	20:15
	尾上町	19:20	20:00		階上町	18:45	19:50
	浪岡町	19:00	20:15		福地村	19:00	20:15
	平賀町	18:52	20:15		南郷村	18:40	20:20
	常盤村	18:45	20:10		倉石村	19:00	19:45
	田舎館村	19:10	19:52		新郷村	18:53	20:16
	碓ヶ関村	18:32	20:10		計		
	計				市計		
			町村計				
			県計				

S62.2.1 執行

知事選挙

## 1. 開票に関する調

区分 市町村名	投票総数	内 訳		無効投票率	備 考	
		有効投票数	無効投票数		不 受 理	持 帰 り
青 森 市	96,272	95,691	581	0.60	0	2
弘 前 市	48,209	47,848	361	0.75	0	1
八 戸 市	66,722	66,230	492	0.74	12	3
黒 石 市	12,570	12,465	105	0.84	0	0
五 所 川 原 市	31,500	30,766	734	2.33	0	0
十 和 田 市	19,526	19,424	102	0.52	0	0
三 沢 市	18,424	18,156	268	1.45	0	0
む つ 市	17,695	17,527	168	0.95	1	0
市 計	310,918	308,107	2,811	0.90	13	6
平 内 町	6,973	6,929	44	0.63	0	0
蟹 田 町	2,282	2,272	10	0.44	0	0
今 別 町	2,554	2,537	17	0.67	0	0
蓬 田 村	2,078	2,070	8	0.38	0	0
平 館 村	1,476	1,471	5	0.34	0	0
三 厩 村	1,999	1,990	9	0.45	0	0
東 郡 計	17,362	17,269	93	0.54	0	0
鱒ヶ沢町	6,254	6,205	49	0.78	0	0
木 造 町	8,673	8,647	26	0.30	0	0
深 浦 町	4,979	4,955	24	0.48	0	0
森 田 村	1,995	1,988	7	0.35	0	0
岩 崎 村	1,918	1,904	14	0.73	0	0
柏 村	1,983	1,968	15	0.76	0	0
稲 垣 村	2,936	2,925	11	0.36	2	0
車 力 村	3,079	3,043	36	1.17	0	0
西 郡 計	31,817	31,635	182	0.57	2	0
岩 木 町	4,920	4,875	45	0.91	0	0
相 馬 村	1,648	1,637	11	0.67	0	0
西 目 屋 村	1,137	1,129	8	0.70	0	0
中 郡 計	7,705	7,641	64	0.83	0	0

区分 市町村名	投票総数	内 訳		無効投票率	備 考	
		有効投票数	無効投票数		不 受 理	持 帰 り
藤 崎 町	4,151	4,133	18	0.43	0	0
大 鱈 町	6,145	6,110	35	0.57	0	0
尾 上 町	3,956	3,919	37	0.94	0	0
浪 岡 町	7,743	7,698	45	0.58	0	0
平 賀 町	7,694	7,639	55	0.71	0	0
常 盤 村	2,387	2,379	8	0.34	0	1
田 舎 館 村	4,002	3,965	37	0.92	0	0
碓 ヶ 関 村	1,935	1,916	19	0.98	0	0
南 郡 計	38,013	37,759	254	0.67	0	1
板 柳 町	6,200	6,163	37	0.60	0	0
金 木 町	4,994	4,960	34	0.68	0	0
中 里 町	4,775	4,728	47	0.98	0	0
鶴 田 町	5,807	5,750	57	0.98	0	0
市 浦 村	1,552	1,540	12	0.77	0	0
小 泊 村	1,775	1,766	9	0.51	0	0
北 郡 計	25,103	24,907	196	0.78	0	0
野 辺 地 町	5,834	5,801	33	0.57	0	0
七 戸 町	5,123	5,085	38	0.74	0	0
百 石 町	3,441	3,422	19	0.55	0	0
十和田湖町	3,166	3,144	22	0.69	0	0
六 戸 町	4,707	4,687	20	0.42	0	0
横 浜 町	2,580	2,565	15	0.58	0	0
上 北 町	3,665	3,655	10	0.27	0	1
東 北 町	4,486	4,443	43	0.96	0	0
下 田 町	3,641	3,622	19	0.52	0	0
天 間 林 村	4,033	3,990	43	1.07	0	0
六 ヶ 所 村	4,540	4,522	18	0.40	0	0
上 北 郡 計	45,216	44,936	280	0.62	0	1

区分 市町村名	投票総数	内 訳		無効投票率	備 考	
		有効投票数	無効投票数		不 受 理	持 帰 り
川 内 町	3,747	3,727	20	0.53	0	0
大 畑 町	4,249	4,227	22	0.52	0	0
大 間 町	2,441	2,432	9	0.37	0	0
東 通 村	4,221	4,196	25	0.59	0	0
風 間 浦 村	1,484	1,479	5	0.34	0	0
佐 井 村	2,076	2,064	12	0.58	0	0
脇 野 沢 村	1,930	1,919	11	0.57	0	0
下 北 郡 計	20,148	20,044	104	0.52	0	0
三 戸 町	6,642	6,603	39	0.59	0	0
五 戸 町	7,099	7,070	29	0.41	0	0
田 子 町	3,514	3,484	30	0.85	0	0
名 川 町	4,289	4,275	14	0.33	0	0
南 部 町	2,864	2,848	16	0.56	0	0
階 上 町	3,875	3,861	14	0.36	0	0
福 地 村	2,683	2,661	22	0.82	0	0
南 郷 村	3,423	3,401	22	0.64	1	0
倉 石 村	1,673	1,666	7	0.42	0	0
新 郷 村	2,049	2,033	16	0.78	0	0
三 戸 郡 計	38,111	37,902	209	0.55	1	0
郡 計	223,475	222,093	1,382	0.62	3	2
県 計	534,393	530,200	4,193	0.78	16	8



## 2. 候補者別得票に関する調

区分 市町村名	1	2	3	計
	関 晴 正	北 村 正 哉	沢 谷 忠 則	
青 森 市	34,644	53,546	7,501	95,691
弘 前 市	15,852	26,616	5,380	47,848
八 戸 市	23,221	38,656	4,353	66,230
黒 石 市	3,357	8,163	945	12,465
五 所 川 原 市	8,507	20,088	2,171	30,766
十 和 田 市	5,803	12,797	824	19,424
三 沢 市	3,614	13,737	805	18,156
む つ 市	5,836	10,723	968	17,527
市 計	100,834	184,326	22,947	308,107
平 内 町	1,936	4,692	301	6,929
蟹 田 町	775	1,331	166	2,272
今 別 町	775	1,572	190	2,537
蓬 田 村	771	1,094	205	2,070
平 館 村	475	962	34	1,471
三 厩 村	621	1,219	150	1,990
東 郡 計	5,353	10,870	1,046	17,269
鱒ヶ 沢 町	1,535	3,910	760	6,205
木 造 町	2,696	5,085	866	8,647
深 浦 町	1,266	3,191	498	4,955
森 田 村	603	1,080	305	1,988
岩 崎 村	401	1,309	194	1,904
柏 村	615	1,192	161	1,968
稲 垣 村	669	1,993	263	2,925
車 力 村	846	1,946	251	3,043
西 郡 計	8,631	19,706	3,298	31,635
岩 木 町	1,221	3,187	467	4,875
相 馬 村	479	1,019	139	1,637
西 目 屋 村	182	874	73	1,129
中 郡 計	1,882	5,080	679	7,641

区分 市町村名	1	2	3	計
	関 晴 正	北 村 正 哉	沢 谷 忠 則	
藤 崎 町	1,095	2,724	314	4,133
大 鱒 町	1,796	3,877	437	6,110
尾 上 町	1,186	2,367	366	3,919
浪 岡 町	2,693	4,345	660	7,698
平 賀 町	2,446	4,522	671	7,639
常 盤 村	666	1,494	219	2,379
田 舎 館 村	1,344	2,322	299	3,965
碓 ヶ 関 村	621	1,179	116	1,916
南 郡 計	11,847	22,830	3,082	37,759
板 柳 町	1,783	3,906	474	6,163
金 木 町	1,901	2,689	370	4,960
中 里 町	1,367	2,940	421	4,728
鶴 田 町	1,791	3,487	472	5,750
市 浦 村	618	830	92	1,540
小 泊 村	353	1,300	113	1,766
北 郡 計	7,813	15,152	1,942	24,907
野 辺 地 町	1,613	3,912	276	5,801
七 戸 町	1,506	3,393	186	5,085
百 石 町	911	2,426	85	3,422
十和田湖町	896	2,142	106	3,144
六 戸 町	1,082	3,417	188	4,687
横 浜 町	607	1,690	268	2,565
上 北 町	1,313	2,207	135	3,655
東 北 町	1,561	2,741	141	4,443
下 田 町	1,063	2,433	126	3,622
天 間 林 村	939	2,851	200	3,990
六 ヶ 所 村	1,681	2,690	151	4,522
上 北 郡 計	13,172	29,902	1,862	44,936

区分 市町村名	1	2	3	計
	関 晴 正	北 村 正 哉	沢 谷 忠 則	
川 内 町	834	2,474	419	3,727
大 畑 町	1,517	2,500	210	4,227
大 間 町	854	1,490	88	2,432
東 通 村	1,267	2,742	187	4,196
風 間 浦 村	453	961	65	1,479
佐 井 村	771	1,203	90	2,064
脇 野 沢 村	590	1,272	57	1,919
下 北 郡 計	6,286	12,642	1,116	20,044
三 戸 町	1,711	4,654	238	6,603
五 戸 町	2,015	4,699	356	7,070
田 子 町	869	2,464	151	3,484
名 川 町	968	3,128	179	4,275
南 部 町	696	2,055	97	2,848
階 上 町	916	2,780	165	3,861
福 地 村	815	1,630	216	2,661
南 郷 村	981	2,253	167	3,401
倉 石 村	452	1,154	60	1,666
新 郷 村	401	1,492	140	2,033
三 戸 郡 計	9,824	26,309	1,769	37,902
郡 計	64,808	142,491	14,794	222,093
県 計	165,642	326,817	37,741	530,200

### 3. 無効投票

区分 市町村名	記 号 式 投 票										
	い 所定 の用 紙を 用い ない もの	載 規 の○ の記 号の 記 の	候 補 者 で な い 者 に 対 し て ○ の 記 号 を 記 載 の	候 補 者 と な る こ と が ○ を 記 載 し た も の で き な い 者 に 対 し て	二 対 載 人 以 上 の 候 補 者 に 記 号 を 記 載 し た も の	被 選 挙 権 の な い 候 補 者 に 対 し ○ の 記 号 を 記 載 し た も の	○ の 記 号 以 外 の 事 項 を 記 載 し た も の	○ の 記 号 を 自 ら 記 載 し た も の	候 補 者 の 何 人 に 対 し て ○ の 記 号 を 記 載 し た も の か 確 認 し 難 い もの	白 紙 投 票	計 (A)
青 森 市					96		6		65	313	480
弘 前 市					73		3		43	198	317
八 戸 市					66		8		45	310	429
黒 石 市					20				10	45	75
五 所 川 原 市					56		6			183	245
十 和 田 市							3		20	54	77
三 沢 市					40		4		28	184	256
む つ 市					20		1		9	83	113
市 計					371		31		220	1,370	1,992
平 内 町					5		9		5	23	42
蟹 田 町					1				6	7	7
今 別 町							1		1	6	8
蓬 田 村					4				2	6	6
平 館 村					1				2	3	3
三 厩 村					2				2	4	8
東 津 軽 郡 計					13		10		8	43	74
鱒 ヶ 沢 町					13		4		5	22	44

# に 関 す る 調

不在者投票及び点字投票											合 計 (A)+(B)	
所定の用紙を用いない	候補者を記載したものの氏名を記載しなかったもの	記載したものの氏名を記載しなかったもの	二人以上の候補者の氏名を記載したものの	者の氏名を記載したものの被選挙権のない候補者の	候補者を記載したものの氏名の外他の	しなないもの候補者の氏名を自書の	したのかを確認し難いもの候補者の何人を記載したのか	白紙投票	単に雑事を記載したものの	単に記号・符号を記載したものの		計 (B)
	10				1		3	78	6	3	101	581
	2						1	35	3	3	44	361
	16						1	27	16	3	63	492
	1				1			25	1	2	30	105
	250		3				5	199	10	22	489	734
	11							10	3	1	25	102
	12										12	268
	3		1				8	40	2	1	55	168
	305		4		2		18	414	41	35	819	2,811
	2										2	44
	1								1	1	3	10
	1							8			9	17
	1						1				2	8
	2										2	5
								1			1	9
	7						1	9	1	1	19	93
	2							3			5	49

区分 市町村名	記 号 式 投 票									計 (A)		
	い 所定 の用 紙を 用い ない もの	載 規 の○ の記 号の 記	候 補 者 で な い 者 に 対 し て ○ の 記 号 を 記 載 の	候 補 者 と な る こ と が ○ を 記 載 し た も の	二 対 し て ○ の 記 号 を 記 載 し た も の	被 選 者 に 対 し ○ の 記 号 を 記 載 し た も の	記 載 し た も の	○ の 記 号 以 外 の 事 項 を 記 載 し た も の	○ の 記 号 を 自 ら 記 載 し た も の		候 補 者 の 何 人 に 対 し て ○ の 記 号 を 記 載 し た も の	白 紙 投 票
木 造 町					4		3			7	10	24
深 浦 町					7		1			6	9	23
森 田 村					2		1			2	2	7
岩 崎 村					5		1			5	2	13
柏 村					3					3	8	14
稲 垣 村					3					2	4	9
車 力 村					10					4	12	26
西 津 軽 郡 計					47		10			34	69	160
岩 木 町					12					5	25	42
相 馬 村										7	3	10
西 目 屋 村							1			1	3	5
中 津 軽 郡 計					12		1			13	31	57
藤 崎 町					2					1	7	10
大 鱈 町					6		1			1	17	25
尾 上 町					10					3	19	32
浪 岡 町					9					6	25	40
平 賀 町					9					7	23	39

不在者投票及び点字投票											合計 (A)+(B)	
所定の用紙を用いない	候補者を記載したものの氏名を記載しなかったもの	記載したものの氏名を記載しなかったもの	二人以上の候補者の氏名を記載したものの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したものの	候補者の氏名の外他	候補者の氏名を自書しなかったもの	候補者の氏名を記載しなかったもの	白紙投票	単に雑事を記載したものを	単に記号・符号を記載したものを		計 (B)
	1							1			2	26
								1			1	24
											7	
	1										1	14
								1			1	15
						1		1			2	11
								4	6		10	36
	4					1		11	6		22	182
								1	2		3	45
									1		1	11
	3										3	8
	3							1	3		7	64
	2							6			8	18
	2								1	1	10	35
	4							1			5	37
	1							3	1		5	45
	5							11			16	55

区分 市町村名	記 号 式 投 票											
	い 所定 の用 紙を 用い ない もの	成 規の ○の 記号 の記 載方 法に よら ない もの	候 補者 でな い者 に記 載し て○ の記 号を 記載 した もの	○を 記載 した もの が 候 補者 とな ること が でき ない 者 に 対し て	二 対し 以上 の 候 補者 に記 載し た もの	被 選 挙 権 の ない 候 補者 に記 載し た もの	記 載し た もの に 対し ○の 記号 を	○を 記載 した もの 以外 の事 項	○の 記号 を自 ら記 載し た もの	候 補者 の何 人 に 対し て○ の記 号を 記載 し た もの	白 紙 投 票	計 (A)
常 盤 村										1	7	8
田 舎 館 村					7			1		6	16	30
碓 ヶ 関 村					4					2	12	18
南 津 軽 郡 計					47			2		27	126	202
板 柳 町					11					4	18	33
金 木 町					10					4	14	28
中 里 町					3			9			23	35
鶴 田 町					5			4			16	25
市 浦 村					4					3	3	10
小 泊 村					3					2	4	9
北 津 軽 郡 計					36			13		13	78	140
野 辺 地 町					6			1		3	20	30
七 戸 町					4					5	17	26
百 石 町					6			1			10	17
十 和 田 湖 町					3			7		2	8	20
六 戸 町					3					5	8	16
横 浜 町					2			1		5	6	14





区分 市町村名	記 号 式 投 票												
	所定の用紙を用いないもの	成規の方法によるもの ○の記号の記	候補者でない者に対する ○の記号を記載の	○を記載したものが 候補者となること	二人以上の候補者を記 した○の記号を記	被選挙権のない候補 者に対する○の記号を	記載した○の記号を 記載した○の記号を	○の記号以外の事項 を記載した○の記	○の記号を自ら記載 した○の記号を	候補者の何人に対 して○の記号を記載し	たか確認し難いもの ○の記号を記載し	白紙投票	計 (A)
上北町					3							5	8
東北町					2			18		5		8	33
天間林村					13					8		17	38
下田町					7					2		7	16
六ヶ所村					5			1		3		5	14
上北郡計					54			29		38		111	232
川内町								1		7		7	15
大畑町					9					1		10	20
大間町					1					1		7	9
東通村										10		12	22
風間浦村					1			1		1		2	5
佐井村					3					1		6	10
脇野沢村					6					2		3	11
下北郡計					20			2		23		47	92
三戸町					11					4		22	37
五戸町					6					4		13	23
田子町					4			4		9		13	30

不在者投票及び点字投票											合計 (A)+(B)	
所定の用紙を用いない	候補者を記載したものの氏名を記載しなかったもの	記載したものの氏名を記載しなかったもの	二人以上の候補者の氏名を記載したものの候補者の氏名を記載しなかったもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したものの候補者の氏名を記載しなかったもの	候補者の氏名の外他の候補者の氏名を記載したものの候補者の氏名を記載しなかったもの	候補者の氏名を自書しなかったもの	候補者の氏名を記載しなかったもの	白紙投票	単に雑事を記載したものの	単に記号・符号を記載したものの		計 (B)
	2										2	10
	1							9			10	43
								3	2		5	43
	2							1			3	19
	2							2			4	18
	18		1					26	3		48	280
	2							3			5	20
	1							1			2	22
												9
	1							2			3	25
												5
	1				1						2	12
												11
	5				1			6			12	104
	2										2	39
							2	3	1		6	29
												30

区分 市町村名	記 号 式 投 票									計 (A)	
	い 所定 の用 紙を 用い ない もの	載 規 の○ の記 号の 記	候 補 者で ない 者 に 対 し て○ の記 号を 記載 した もの	候 補 者 と な る こ と が ○を 記載 した もの	二 対 し て○ の記 号を 記載 した もの	被 選 挙 権 の ない 候 補 者 に 対 し ○ の記 号を 記載 した もの	記 載 し た ○ の記 号を 記載 した もの	○ の記 号を 自 ら 記載 した もの	○ の記 号を 自 ら 記載 した もの		白 紙 投 票
名 川 町					3				4	5	12
南 部 町					3		1		1	10	15
階 上 町									6	8	14
福 地 村					1					12	13
南 郷 村					6				3	12	21
倉 石 村					1					4	5
新 郷 村					6		8		1	1	16
三 戸 郡 計					41		13		32	100	186
郡 計					270		80		188	605	1,143
県 計					641		111		408	1,975	3,135

不在者投票及び点字投票											合計 (A)+(B)
い 所定の用紙を用いないもの	候 補者を記載したものの氏名を記載していない者の氏名が	記 載したものの氏名を記載したものが	二 人以上の候補者の氏名を記載したものが	者 の氏名を記載したものが	候 補者の氏名を記載したものが	事 を記載したものが	候 補者の氏名を記載したものが	白 紙投票	単 に雑事を記載したものが	計 (B)	
								2		2	14
								1		1	16
	2							7		9	14
								1		1	22
								1	1	2	7
											16
	4							2	15	2	209
	61		1		2			11	144	18	239
	366		5		4			29	558	59	1,058

62.2.1

## 4. 開票進捗状況に関する調

時刻	党派 氏名	日本社会党	自由民主党	日本共産党	計	開票率 (%)
		関 晴 正	北 村 正 哉	沢 谷 忠 則		
19:30		18,704	44,819	2,726	66,249	12.40
20:00		58,230	129,122	12,001	199,353	37.30
20:30		116,303	236,535	24,142	376,980	70.54
21:00		158,021	310,492	35,965	504,478	94.40
21:30		162,135	323,729	37,070	522,934	97.85
22:00		165,635	326,729	37,670	530,034	99.18
22:30		165,642	326,817	37,741	530,200	100.00



# 青森県知事選挙 2月1日投票日

青森の明日を築く  
あなたの一票

## ●投票時間

投票時間は、午前7時から午後6時までです。

ただし、市町村の一部の投票所では、投票時間を変更していますので注意してください。

## ●投票の方法

知事選挙は、記号式投票によって行われます。

投票用紙にあらかじめ候補者の氏名が印刷されていますので、投票者は、投票しようとする候補者の氏名の上の欄に○のスタンプを押して投票してください。

○の木印やスタンプ台は、各投票所に備えつけられていますので、これを利用してください。

なお、○の記号以外のものが書き込まれたりすると、その投票は無効になりますので、注意してください。

## ●不在者投票

投票日に、やむを得ない事由で投票できない人は、あらかじめ、各市町村の選挙管理委員会にて不在者投票をして、棄権しないようにしましょう。

## ●県内で住所を移した場合

昭和61年10月12日以降に県内の他の市町村から転入してきた有権者の人は、前の市町村で投票することになります。

その場合は、現在住んでいる市町村から証明書の交付を受けることが必要になります。

詳しい手続については、現在住んでいる市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。



# 1. 選挙公報に関する調

印刷部数	配布部数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	印刷費 (用紙代を含む) 規格
		印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
部 497,000	部 492,100	日 5	日 12	日 17	(株)東奥日報社	単価 6.05円 ブランケット版、2頁

## 2. 政見放送に関する調

放送の 区分	放送局名	回数	放送月日	放送時間	放送人数	放送順序				
						1	2	3		
政見 放送 及 び 経 歴 放 送	テ レ ビ ジ ョ ン	日本放送協会 (NHK)	一回目	1月22日(木)	19:30 } 20:00	3	関	沢谷	北村	
			二回目	1月29日(木)	7:35 } 8:00	3	関	沢谷	北村	
	レ ジ ョ ン	青森放送(株) (RAB)	一回目	1月23日(金)	9:30 } 9:55	3	沢谷	北村	関	
			二回目	1月26日(月)	16:30 } 16:55	3	沢谷	北村	関	
	ラ ジ ョ ン	(株)青森テレビ (ATV)	一回	1月25日(日)	10:30 } 10:55	3	関	沢谷	北村	
			日本放送協会 (NHK)	一回目	1月23日(金)	13:05 } 13:25	3	関	沢谷	北村
				二回目	1月27日(火)	7:40 } 8:00	3	関	沢谷	北村
	オ ー ジ ョ ン	青森放送(株) (RAB)	一回	1月25日(日)	9:30 } 9:55	3	沢谷	北村	関	
	経 歴 放 送 の み	テレビ	日本放送協会 (NHK)	一回	1月21日(水)	11:45 } 11:50	3	\		
		ラ ジ ョ ン	日本放送協会 (NHK)	一回目	1月21日(水)	18:50 } 18:52	3			
二回目				1月26日(月)	11:55 } 11:57	3				
三回目				1月28日(水)	18:50 } 18:52	3				

# 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

## 1. 選挙の種類

昭和62年2月1日執行青森県知事選挙

## 2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用）

18,959,400円

## 3. 報告書の要旨

候補者氏名	関 晴 正	所属党派	日 本 社 会 党	期 間 昭和62年1月12日から 昭和62年1月31日まで 第1回分
出納責任者氏名	白 取 竹三郎			

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付金額)		円
主たる寄付			人 件 費	2,340,000
日本社会党 中央本部	政 党	1,000,000	家 屋 費	563,600
日本社会党 青森県本部	〃	5,000,000	選挙事務所費	563,600
関晴正後援会	政治団体	1,000,000	集合会場費	0
			通 信 費	530,833
			交 通 費	693,740
			印 刷 費	1,049,000
			広 告 費	243,700
			文 具 費	35,994
			食 糧 費	452,900
その他の寄付		0	休 泊 費	291,356
その他の収入		0	雑 費	126,127
今 回 計		7,000,000	今 回 計	6,327,250
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		7,000,000	総 計	6,327,250

報 告 書 受 理 年 月 日	昭和62年2月14日	第 1 回報告分
-----------------	------------	----------

候補者氏名	北村正哉	所属党派	自由民主党	期間 昭和61年10月14日から 昭和62年2月9日まで 第1回分
出納責任者氏名	下川原定吉			

収 入

主たる寄付

(氏名・団体名)	(職業)	(寄付金額)
自由民主党	政 党	3,000,000

円

その他の寄付 0

その他の収入 8,000,000

今 回 計 11,000,000

前 回 計 0

総 計 11,000,000

支 出

円

人件費 3,216,000

家屋費 1,141,720

選挙事務所費 1,141,720

集会会場費 0

通信費 15,270

交通費 905,448

印刷費 991,200

広告費 417,000

文具費 76,785

食糧費 1,206,329

休泊費 1,032,600

雑 費 1,127,108

今 回 計 10,129,460

前 回 計 0

総 計 10,129,460

報告書受理年月日	昭和62年2月14日	第1回報告書
----------	------------	--------

候補者氏名	沢谷忠則	所属党派	日本共産党	昭和62年12月13日から 昭和62年2月2日まで 第1回分
出納責任者氏名	門倉昇			

収 入

主たる寄付

(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付金額)
日本共産党 青森県委員会	政 党	7,780,000

円

その他の寄付 0

その他の収入 0

今 回 計 7,780,000

前 回 計 0

総 計 7,780,000

支 出

円

人 件 費 6,000,000

家 屋 費 155,000

選挙事務所費 155,000

集会会場費 0

通 信 費 10,210

交 通 費 186,740

印 刷 費 526,600

広 告 費 272,000

文 具 費 43,493

食 糧 費 231,615

休 泊 費 202,780

雑 費 116,260

今 回 計 7,744,698

前 回 計 0

総 計 7,744,698

報 告 書 受 理 年 月 日	昭和62年2月16日	第 1 回報告分
-----------------	------------	----------

候補者氏名	北村正哉	所属党派	自由民主党	昭和62年2月19日 期 間 第2回分
出納責任者氏名	下川原定吉			

収 入			支 出	円
主たる寄付			人件費	0
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付金額)	家屋費	0
			選挙事務所費	0
		円	集合会場費	0
		0	通 信 費	320,090
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
その他の寄付		0	休 泊 費	0
その他の収入		0	雑 費	0
今 回 計		0	今 回 計	320,090
前 回 計		11,000,000	前 回 計	10,129,460
総 計		11,000,000	総 計	10,449,550

報告書受理年月日	昭和62年2月20日	第 2 回報告分
----------	------------	----------

# 1 主要事務日程表

年	月	日	曜	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会							市町村委員会	
						事務内容	担 当 区 分							
							選挙	総務	行政	振興	財政	理財		税政
61	11	4	火	前89	前69	1. 委員会の開催 (11時) (1) 選挙の期日及び告示日の決定 (法33①、⑥) (2) 選挙長及び選挙長職務代理者の選任 (法75、令80) (3) 選挙人名簿の選挙時登録の要領の決定 (法22、23) 2. 自治省に対する選挙執行予定報告(事務報告例-電話) 3. 市町村委員会、指定病院等関係機関に対する選挙期日等の通知	○	○						
11	5	水		88	68	1. 市町村委員会に対する照会 (1) 投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げ (2) 繰上投票 (3) 投票区の増設及び区画の変更 (4) ポスター掲示場数 2. 不在者投票のできる施設の照会 3. 告示事項 選挙人名簿の選挙時登録の要領 (令14②)	○							
11	22	土		71	51									県委員会に対する申請回答期限
11	28	金		65	45	1. 委員会の開催 (10時) (1) 選挙会の日時及	○	○						



年	日	日	曜	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会							市町村委員会		
						事 務 内 容	担 当 区 分								
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 財		税 政	
	11	28	金	前65	前45	び場所の決定 (法77) (2) 記号式投票用紙 に印刷する候補者 の氏名の順序の決 定のくじ執行場所 及び日時の決定 (令49の4) (3) 政見放送の日時 を定めるくじの執 行場所及び日時の 決定 (4) ポスター掲示場 の掲示面の区画数 の決定 (5) 選挙長の事務取 扱い場所の決定 (6) 投票所開閉時刻 の繰上げ、繰下げ の承認(法40①) (7) 繰上投票の期日 の決定(法56) (8) ポスター掲示場 数の減少承認 (法144の2②) (9) 不在者投票を行 うことができる施 設の指定(令55②) 2. 告示事項 不在者投票を行うこ とができる施設の指 定 3. 投票用紙等の発注 4. 投開票速報受信要領 の作成 5. 選挙啓発事業実施要 領の作成 6. 立候補届出受付体制 の作成									
	12	3	水	60	40	放送局との政見放送に 関する打合せ(第1回 13時、選管委員室)									

年	月	日	曜 日	選挙 期日 前後	告示 日 前後	県 委 員 会							市 町 村 委 員 会		
						事 務 内 容	担 当 区 分								
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 財		税 政	
	12	9	火	前 54	前 34	放送局との政見放送に 関する打合せ（第2回 13時、選管委員室）	○						○		
	12	18	木	45	25	立候補予定者に対する 説明会（13時、八甲荘）	○								
	12	19	金	44	24	1.政党に対する政治活 動に関する説明会(10 時30分選管委員室) 2.立候補届出書事前審 査開始	○								
	12	23	火	40	20	1.市町村委員長及び事 務担当者打合せ会議 (13時30分、県農業 会館) 2.不在者投票用紙等の 配布	○	○	○	○			○	○	不在者投票用紙等の受 領
	12	24	水	39	19									1.委員会の開催 (1) 投票管理者及び 同職務代理者の選 任（法37②、令24 ①） (2) 開票管理者及び 同職務代理者の選 任（法61②、令67 ①） (3) 投票立会人の選 任（法38①） (4) 投票所の指定 （法39） (5) 開票の場所及び 日時の決定（法63） (6) 開票立会人のく じの執行場所及び 日時の決定（法62） (7) 不在者投票を管 理する場所の決定 (8) ポスター掲示場 の設置場所の決定 （法144の2③）	

年	月	日	曜	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会							市 町 村 委 員 会
						事 務 内 容	担 当 区 分						
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 財	
	12	24	水	前39	前19								(9) 投票・開票事務従事者の任命 (10) 不在者投票の事務に従事する者(立会人・代理投票補助者)の指定 (11) 投票所入場券の交付決定 2.不在者投票事務処理簿等の作成
	12	27	土	36	16	署名収集禁止期間開始							登録の移替延期期間開始
62	1	9	金	23	3								選挙人名簿縦覧場所の告示期限(法23②)
	1	11	日	21	1	1.立候補届出書事前審査期限 2.選挙人名簿登録者数の市町村委員会からの電話報告受領、集計及び発表 3.委員会の開催(14時)選挙運動費用支出制限額の決定 4.地方自治法第74条第4項の告示	○	○					1.選挙人名簿登録基準日 2.選挙人名簿登録日 3.選挙人名簿登録者数の県委員会への電話報告(10時まで) 4.ポスター掲示場設置完了 5.地方自治法第74条第4項の告示
	1	12	月	20	0	◎ 選挙期日の告示日 1.告示すべき事項 (1) 選挙期日(法33⑤) (2) 選挙長及び選挙長職務代理者の住所氏名(令81) (3) ポスター掲示場の掲示面の区画数 (4) 記号式投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序の決定のくじ執行場所及び日時(令49の4④)	○						1.告示すべき事項 (1) 投票管理者及び同職務代理者の住所、氏名(令25) (2) 開票管理者及び同職務代理者の住所、氏名(令68) (3) 不在者投票を管理する場所 (4) 投票所(法41①) (5) 開票の場所及び日時(法64) (6) 投票所開閉時刻の変更(法40②) (7) ポスター掲示場

年	月	日	曜	選挙期 日前後	告示日 前後	県 委 員 会							市 町 村 委 員 会
						事 務 内 容	担 当 区 分						
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 財	
1	12	月	前 20	0	(5) 政見放送の日時 を定めるくじの執 行場所及び日時 (6) 選挙会の場所及 び日時(法78) (7) 選挙運動費用支 出制限額(法196) (8) 選挙長の事務取 扱い場所 (9) 繰上投票の期日 (令46①) (10) 選挙立会人の決 定のくじの執行場 所及び日時(法76 準用法62⑥) (11) 候補者の届出 (法86⑩) 2. 処理すべき事項 (1) 立候補届出受理 (法86) (2) 選挙事務所設置 異動届受付開始 (法130③) (3) 出納責任者の選 任届出受付開始 (法180③) (4) 報酬の支給を受 けることができる 選挙運動従事者の 届出受付開始 (法197の2③) (5) 選挙立会人選任 届出受付開始(法 76準用法62①) (6) 確認団体の申請 受理開始 (法201の9③) ① 確認書の交付 (法201の9③) ② 政治活動用自 動車表示板の交 付 (法201の11③)								設置場所 (法144の2④) (8) 開票立会人のく じ執行場所及び日 時(法62⑥)  2. 処理すべき事項 (1) 選挙人名簿縦覧 開始(2日間、異 議申出期間) (2) 不在者投票の開始 (3) 開票立会人届出 受付開始(法62①) (4) 公営施設使用の 個人演説会開催申 出受付開始(法163) (5) 選挙事務所設置 異動届受付開始 (法130③) (6) 投票所入場券配 布開始

年	月	年	曜 日	選挙期 日前後	告示日 前後	県 委 員 会							市 町 村 委 員 会	
						事 務 内 容	担 当 区 分							
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 材		税 政
62	1	12	月	前 20	後 0	③ 政治活動用ポ スターの証紙交 付票及び証紙の 交付 (法201の11④) ④ 政談演説会開 催届出受理 (法201の11②) ⑤ 政談演説会告 知用立札看板表 示票の交付 (法201の11⑥) ⑥ 政治活動用ビ ラの届出受理 (法201の9①) ⑦ 新聞紙、雑誌 の届出受理(法 201の14④) (7) 選挙公報掲載申 請受理開始 (法168①) (8) 政見放送申込期 限(放送規程4③) (9) 政見放送日時決 定のくじ執行(17 時10分)(放送規程11) (10) 記号式投票用紙 に印刷する候補者 の氏名の順序決定 のくじ執行(17時 20分)(令49の4④) (11) 自治省に対する 立候補届出報告 (事務報告例-電 話及び文書)	○							○
	1	13	火	19	後 1	1. 選挙公報掲載文申請 期限(法168①) 2. 選挙公報掲載文の掲 載順序決定のくじ執 行(17時10分) (法169④) 3. 選挙公報印刷発注	○						○	選挙人名簿縦覧最終日 (異議申出期限)
							○						○	

年	月	日	曜	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会							市 町 村 委 員 会
						事 務 内 容	担 当 区 分						
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 財	
1	13	火	前19	後1	4.立候補者の被選挙権の有無の照会 5.市町村、指定病院等に対する立候補者の氏名、住所等の通知	○							
1	14	水	18	2									告示日申出の公営施設使用の個人演説会開始(法163)
1	16	金	16	4									選挙人名簿の異議申出に対する決定期限(最終日申出分)(法24㊦)
1	19	月	13	7	1.報道協会との投開票速報打合せ(13時) 2.選挙公報の搬送(第1区)	○		○					選挙公報の受領
1	20	火	12	8	選挙公報の搬送(第2区)	○	○					○	選挙公報の受領
1	21	水	11	9	投票用紙の搬送(第1区)	○							投票用紙の受領
1	22	木	10	10	投票用紙の搬送(第2区)	○	○						投票用紙の受領
1	23	金	9	11	市町村投開票速報担当者打合せ会議(13時30分、県農業会館)	○		○					
1	27	火	5	15	投開票速報受信要領に関する局内打合せ	○	○	○	○	○	○	○	投票所告示期限(法41㊦)
1	28	水	4	16									郵便による不在者投票請求期限(令59の4㊦)
1	29	木	3	17	1.選挙立会人届出期限(法76) 2.選挙立会人決定のくじ執行(17時10分)(法76)	○							1.投票立会人選任及び通知期限(法38㊦) 2.開票立会人届出期限(法62㊦)

年	月	日	曜	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会							市 町 村 委 員 会	
						事 務 内 容	担 当 区 分							
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 財		税 政
	1	29	木	前3	後17									3.開票立会人決定のくじ執行(法62②、④) 4.開票立会人の氏名等の通知(令70の2)
	1	30	金	2	18	選挙立会人の補充選任及び通知(選挙長)(法76)	○							1.選挙公報の各世帯に対する配布期限(法170①) 2.開票立会人の補充選任及び通知(法62②) 3.投票管理者及び事務従事者打合せ会議
	1	31	土	1	19	1.投票当日の有権者予定数の市町村からの電話速報受領 2.投開票速報受信場所の整備完了	○	○	○					1.不在者投票最終日(令50①) 2.入場券交付期限(令31) 3.投票当日の有権者予定数の県への報告(10時まで) 4.投票所、開票所の設置準備完了 5.不在者投票及び不在者投票事務処理簿の整理(61)
	2	1	日	0	20	◎ 投票日(開票日) 1.推定投票率算定のための投票者数等の電話報告受領(指定市町村) 2.投票結果電話速報受領 3.開票結果電話速報受領 4.自治省に対する投、開票結果報告(事務報告例-電話)	○	○	○					◎ 投票日(開票日) 1.投票者数等の電話速報(指定市町村) 2.投票結果電話速報 3.開票結果電話速報
	2	2	月	後1	21	1.投票、開票関係書類検収 2.選挙会開催準備	○	○	○	○	○	○	○	1.投票、開票関係書類提出(午前中) 2.ポスター掲示場撤去開始
	2	3	火	2	22	◎ 選挙会(11時) 1.当選人の報告、告知	○							

年	月	日	曜	選挙期 日前後	告示日 日前後	県 委 員 会							市 町 村 委 員 会		
						事 務 内 容	担 当 区 分								
							選 挙	総 務	行 政	振 興	財 政	理 材		税 政	
	2	3	火	後2	後22	及び告示（法101） 2. 当選証書の付与及び告示（11時30分）（法105） 3. 自治省に対する当選等に関する報告（事務報告例－文書）（法108）	○								
	2	16	月	15	35	1. 選挙の効力に関する異議申出期限（法202㊦） 2. 選挙運動に関する収支報告書の提出期限（法189㊦）									
	2	17	火	16	36	当選の効力に関する異議申出期限（法206㊦）									
	2	18	水	17	37	1. 供託物の返還開始（令93㊦） 2. 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の発表（法192㊦）  (注) この日程表中に記載されている事項はその主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行うものである。	○	○							
														(注) 左	同



## 2 立候補届出受付体制

### 1. 立候補届出者の到着時刻の確認

(午前8時30分前及びそれ以後に到着した者の到着時刻を確認する。)

秋元班長、白川主事

### 2. 午前8時30分までに到着した立候補届出者の届出順位をきめるくじの執行

駒木主事、二ツ森主事、須藤主事——立会 中津班長

### 3. 立候補届出の受付

#### (1) 受付係

中津班長、小川総括主査——→熊谷総括主幹——→鹿内次長——→上村局長——→盛田選挙長

#### (2) 誘導係 (立候補届出者を誘導すること。)

徳差班長

#### (3) 諸証明書類等の交付

1号	2号	3号	4号	5号	} 立会 坂本総括主幹
木村主査、葛西主事、堀主事、	近藤主査、吉田主事				

### 4. 政見放送等申込受付

NHK、RNB、ATV

### 5. 確認団体の申請受理及び諸物品の交付

駒木主事、二ツ森主事——立会 中津班長

### 6. 自治省に対する立候補届出報告(電話)及び政見放送通知書の通知

小川総括主査

### 7. 立候補届出受付体制配置図

別紙のとおり

立候補届出受付体制配置図

立 候 補 届 出 受 付  (中津班長、小川総括主査)	熊 谷  総括主幹
------------------------------------	-----------------

(税政班)

立候補届出者の到着  時刻の確認  (秋元班長、白川主事)	立候補届出受付順位  決定のくじ執行場所  (駒木主事、二ツ森主事、須藤主事)
---	---

立会

中津班長

誘導

徳差班長

鹿 内 次 長
上 村 局 長
盛 田 選 挙 長

諸証明書類等交付

届 出 3 号 (堀 主 事)	届 出 2 号 (葛 西 主 査)	届 出 1 号 (木 村 主 査)	坂 本  総括主幹
	届 出 5 号 (吉 田 主 事)	届 出 4 号 (近 藤 主 査)	

(総務班)

確 認 団 体 の 申 請 受 理
-------------------

(選挙班)

政 見 放 送 等 申 込 受 付  ( N H K 、 R A B 、 A T V )
--

(行政班)



市町村からの速報は、なるべく19時30分（市は20時）までに終了するようにしているが、指定電話がない場合及び、19時30分（市は20時）以降の速報は、予備電話に報告されるので、予備電話担当は前記要領で受信し集計係へ回付すること。

## (2) 集計係（投票調担当）

集計係は、確認のうえ第6号様式「投票に関する調」に転記し、集計（投票率は、小数点第3位以下四捨五入）終了後、直ちに連絡係に回付すること。

なお、第2号様式「確定速報」は、投票調の「集計係認印欄」に「済」と表示し、直ちに受信係に返戻すること。

（注）報道関係者への最終確定発表は、21時を予定しているので、集計係はスピードアップに努めること。

## (3) 連絡係

連絡係は、第6号様式「投票に関する調」を、本部へ5部、報道発表係へ16部、集計係（中間得票担当）へ1部回付すること。（原本は集計係に返却すること。）

## 4 得票状況の中間速報（全団体。候補者別得票）

### (1) 受信係

得票状況の中間速報は、19時30分（市は20時）から30分毎に確定するまで指定電話に報告されるので、第4号様式「中間得票速報受信用紙」で受信し、係数を精査のうえ、下欄の切り取りされる欄に計を転記し、切り取った部分を集計係に回付すること。（中間速報は、100票単位で報告される。）

テーブル番号1～3の受信係は、各自の第4号様式を連絡係に回付すること。なお、担当者、指定電話、担当市町村、市町村からの通報時刻は、別紙4「知事選挙速報送受信体制」のとおり。

（注）・用紙には、テーブル番号、市町村名、時分などをあらかじめ記入しておくこと。

・報告は、一市町村3分以内で終了するものとする。

・確定報告があった場合（通報時刻以外の時間に通報するようにしてある。）は、その後使用する第4号様式「中間得票速報受信用紙」の当該市町村の欄に、各候補者の得票数をあらかじめ転記しておくとともに、担当する全団体が確定したら、所定欄に赤で「確」と表示すること。

### (2) 集計係（中間得票担当）

集計係は、確認のうえ、第4号様式「中間得票速報受信用紙」の切り取りされた下の部分を、第7号様式「中間得票速報集計表」に貼付し、集計のうえ、第3号様式「中間得票速報」に転記し、第3号様式を連絡係に回付すること。

（注）・集計係の集計所要時間は、15分しか見込んでいないので、迅速に行うこと。

・投票状況確定後の中間得票速報には、開票率

$$\left( \frac{\text{総得票数}}{\text{第6号様式「投票に関する欄」の県計投票者数}} \times 100 \right)$$

（小数点第3位以下四捨五入）

を記入することとしていること。

・確定した団体の候補者得票数を、その後使用する集計用紙にあらかじめ記入しておくなど迅速化を図ること。

### (3) 連絡係

第3号様式を、本部へ5部、報道発表係へ16部回付すること。（原本は集計係に返却すること。）

第4号様式（テーブル番品1～3のぶんに限る。）を、本部に1部、報道発表係に16部回付すること。  
（原本は受信係に返却すること。）

## 5 得票状況の確定速報（全団体。候補者別得票）

### (1) 受信係

得票状況の確定速報は、別級4「知事選挙速報送受信体制」の集計係への回付時刻から次の通報時刻までの間に、指定電話に報告されるので、受信係は、第2号様式「確定速報」の開票調及び候補者別得票調で受信し、そのまま電話を切らないで、投票者数・投票総数・有効投票数・無効投票数・不受理・持帰り・得票数の照合をし、その後電話を切り（この段階ではまだ速報体制を解除しないこと。）、集計係（開票調担当）に回付すること。

このあと、集計係より照合突合の終了した旨連絡があるので、これを受けて、分担する各市町村に速報体制解除の電話連絡をすること。

### (2) 集計係

① 〔開票調の集計担当〕 確認のうえ、第8号様式「開票に関する調」に転記し、全市町村の開票が確定次第、集計（無効投票率は小数点第3位以下四捨五入）し、第8号様式を連絡係へ回付すること。  
第2号様式「確定速報」は、その開票調の「集計係認印欄」に「済」と表示し、確定得票の集計担当に回付すること。

② 〔確定得票の集計担当〕 確認のうえ、第9号様式「候補者別得票に関する調」に転記し、全市町村の得票が確定次第、集計し第9号様式を連絡係に回付すること。

第2号様式「確定速報」は、その全欄にわたる照合を行い、不突合がなければ、候補者別得票調の「集計係認印欄」に「済」と表示して連絡係に回付するとともに、受信係に係数突合終了の旨伝えること。

### (3) 連絡係

第2号様式「確定速報」を、本部へ5部、報道発表係へ16部回付すること。（原本は受信係に返却すること。）

第8号様式「開票に関する調」を、本部へ5部、報道発表係へ16部回付すること。（原本は集計係に返却すること。）

第9号様式「候補者別得票に関する調」を、本部へ5部、報道発表係へ16部回付すること。（原本は集計係に返却すること。）

## 6 報道発表

報道発表は、本部の了解の後に、報道発表係（①については行政班長）が報道記者室において行う。  
報道発表は、次の事項を次の形態で行う。

- ① 投票状況の中間速報 県全体の平均投票率を揭示
- ② 投票状況の確定速報 市町村別一覧表を配布（第6号様式「投票に関する調」）

- ③ 得票状況の中間速報 県一本のものを配布  
掲示  
(第3号様式「中間得票速報」)  
市分のみ個表を配布  
(第4号様式のテーブル番号1～3の分のみ)
- ④ 得票状況の確定速報 確定した市町村単位に個表配布  
(第2号様式「確定速報」)  
全市町村確定後一覧表配布  
(第9号様式「候補者別得票に関する調べ」)
- ⑤ 開票調確定速報 市町村別一覧表を配布  
(第8号様式「開票に関する調」)

## 7 その他

各市町村は、2月2日に、投票・開票の結果について次の報告書を持参して、2月1日の得票受信担当者のところへ報告に来るので、速報と照合するとともに、無効投票内訳を「開票録」の写しから第10号様式「無効投票に関する調」に記し、第10号様式は行政班に回付し、その他は選挙班に引き継ぐこと。

- ア 投票用紙第受払精算報告書
- イ 投票点検結果報告
- ウ 開票録の写し

## 投 開 票 速 報 体 制

総 括 上村局長 鹿内次長  
本 部 付 坂本補佐 熊谷補佐 中津班長 小川総括主査（法令質疑担当）  
駒木主事・二ツ森主事（17：00以降）  
報道発表 工藤班長 岡山班長  
総 務 徳差班長 近藤主査 吉田主事 小沢主事 白鳥主事 斉藤技能技師  
相馬臨時職員 神臨時職員

### 1 投票状況の中間速報（8：30～17：20頃）

総 括 秋元班長  
受信 係 葛西主事 堀主事 白川主事 須藤主事 駒木主事 二ツ森主事  
佐々木主事 木村主査  
梶川総括主査（予備電話）  
連絡 係 小沢主事 白鳥主事  
集計 係 近藤主査 吉田主事

### 2 投票状況の確定速報

得票状況の中間速報 (17：00～23：30頃)  
得票状況の確定速報

総 括 秋元班長  
受信 係 葛西主事 堀主事 白川主事 須藤主事 佐藤主査 佐々木主事 飛内主事  
松野主事 相馬主事 神主事 宮川主幹 須藤総括主査 原田主事 栗城主事  
尾崎主事 小坂主事 小林主事  
梶川総括主査（予備電話） 木村主査（予備電話）  
連絡 係 近藤主査 吉田主事 相馬臨時職員 神臨時職員  
集計総括 河内班長 野呂班長  
集計 係 岩谷主幹 武田主幹 田沢主査 北沢主事 八戸主事 桜庭主事 三宅主事  
彌栄主事

(内部担)

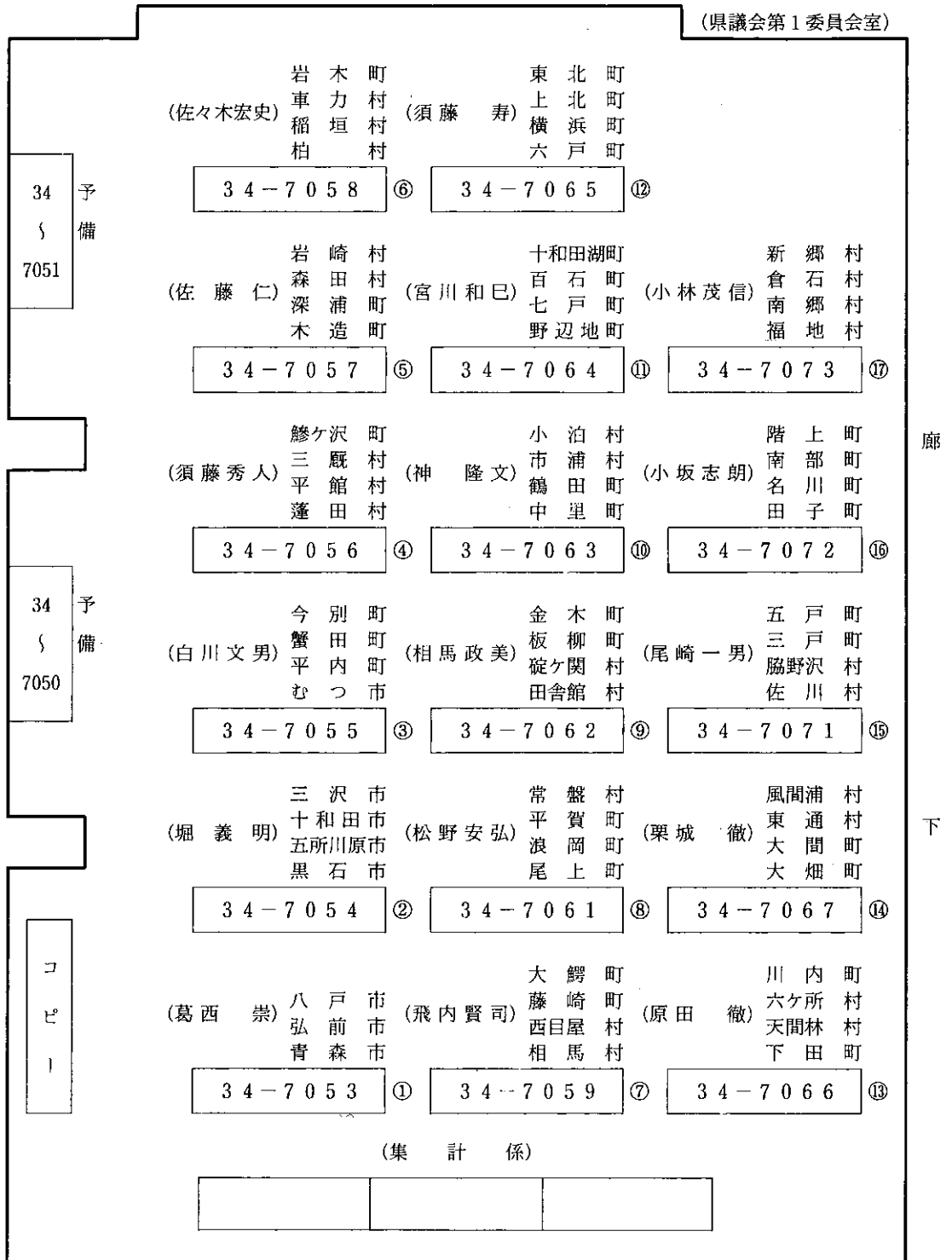
--投票調主担-----	岩谷主幹	桜庭主事	彌栄主事
中間得票主担----	武田主幹	田沢主査	北沢主事 八戸主事
		三宅主事	
開票調主担-----	岩谷主幹	桜庭主事	彌栄主事
確定得票主担-----	武田主幹	田沢主査	北沢主事 八戸主事
		三宅主事	

(注) 主担以外の分野についても、手があいているときは手伝うこと。





# 知事選挙受信会場配置図



知事選挙開票速報送受信体制

テ ー ル 番 号	担 当 者 及 び 指 定 番 号	市 町 村 (開票区)	市 町 村 か ら の 通 報 時 刻								
1	葛西崇 34-7053	青森市 弘前市 八戸市		20:00 3 6	20:30 33 36	21:00 3 6	21:30 33 36	22:00 3 6	22:30 33 36	23:00 3 6	
2	堀義明 34-7054	黒石市 五所原市 十三和田市		20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
3	白川文男 34-7055	むつ市 平内町 蟹ヶ別町	19:33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
4	須藤秀人 34-7056	蓬田村 平館村 三ヶ沢村	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
5	佐藤仁 34-7057	木造町 深浦村 森田村 森岩村	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
6	佐々木宏史 34-7058	柏村 稲垣村 車力村 岩木町	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
7	飛内賢司 34-7059	相馬村 西目屋町 藤崎町 大鱈町	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
8	松野安弘 34-7061	尾上町 浪賀町 平常村	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
9	相馬政美 34-7062	田舎館村 旋ヶ柳町 板金町	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
10	神隆文 34-7063	中里町 鶴田町 市浦泊村	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
11	宮川和巳 34-7064	野辺地町 七百戸町 十和田湖町	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
12	須藤寿 34-7065	六戸町 横浜町 上北町 東町	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
13	原田徹 34-7066	下田町 天間林村 六ヶ内村	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	
14	栗城徹 34-7067	大畑町 大間通村 東浦村 風間村	19:30 33 36 39	20:00 3 6 9	20:30 33 36 39	21:00 3 6 9	21:30 33 36 39	22:00 3 6 9	22:30 33 36 39	23:00 3 6 9	

テ ー ル 番 号	担当者及び 指定番号	市 町 村 (開票区)	市 町 村 か ら の 通 報 時 刻							
15	尾崎一男 34-7071	佐井村 脇野沢 三戸町 五戸町	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30	23:00
			33	3	33	3	33	3	33	3
			36	6	36	6	36	6	36	6
			39	9	39	9	39	9	39	9
16	小坂志朗 34-7072	田子町 名川部 南階上 階上町	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30	23:00
			33	3	33	3	33	3	33	3
			36	6	36	6	36	6	36	6
			39	9	39	9	39	9	39	9
17	小林茂信 34-7073	福地村 南倉石 倉新郷 郷新村	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30	23:00
			33	3	33	3	33	3	33	3
			36	6	36	6	36	6	36	6
			39	9	39	9	39	9	39	9
集計係への回付時刻			19:42	20:12	20:42	21:12	21:42	22:12	22:42	23:12
集計係の集計終了時刻			19:57	20:27	20:57	21:27	21:57	22:27	22:57	23:27
報道関係者への発表予定時刻			20:00	20:30	21:00	21:30	20:00	22:30	23:00	23:30

予備電話        34-7050    34-7051  
 質疑応答電話    34-7074    34-7075    22-2000

## 4 知事選挙結果速報に係る報道協議会との打合せ資料

### 1 選挙速報体制

投票日 2月1日(日)  
 開票日 2月1日(日)  
 速報受信場所 県議会第1委員会室  
 報道発表場所 県議会第2委員会室(報道関係会場)

### 2 払票当日の有権者見込数

1月31日(土)の午後2時頃に県政記者室において市町村別一覧表を配布する。

### 3 投票状況の中間速報

67市町村中、次の23市町村を選定し、これら市町村の投票率をもとに県の中間推定投票率を計算し、報道発表場所に掲示する。

指 定 市 町 村	現 在 時 刻	発 表 予 定 時 刻
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原	9 : 3 0	1 0 : 1 0
市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、	1 1 : 0 0	1 1 : 4 0
平舘村、柏村、稲垣村、岩木町、藤崎町、	1 2 : 0 0	1 2 : 4 0
尾上町、板柳町、中里町、野辺地町、七戸町	1 4 : 0 0	1 4 : 4 0
川内町、東通村、南部町、倉石村	1 6 : 0 0	1 6 : 4 0
	1 7 : 0 0	1 7 : 4 0

### 4 投票状況の確定速報

市町村の投票状況が確定次第、これを集計し、市町村別の集計表を配布する。

なお、市町村からの最終報告は20時前後と予定されているので県が報道発表する時刻は21時前後となる予定である。

### 5 得票状況の中間速報

市町村の開票開始時刻は、概ね19時から始まるので、次のとおり20時を第1回目として、以後30分間隔で県一本の得票状況を報道発表場所で掲示・配布するとともに、市分の個表を配布する。

○発表予定時刻

- ① 19 : 30 現在を 20 : 00      ⑧ 23 : 00 現在を 23 : 30  
 ② 20 : 00 現在を 20 : 30  
 ③ 20 : 30 現在を 21 : 00  
 ④ 21 : 00 現在を 21 : 30  
 ⑤ 21 : 30 現在を 22 : 00  
 ⑥ 22 : 00 現在を 22 : 30  
 ⑦ 22 : 30 現在を 23 : 00

## 6 得票状況の確定速報

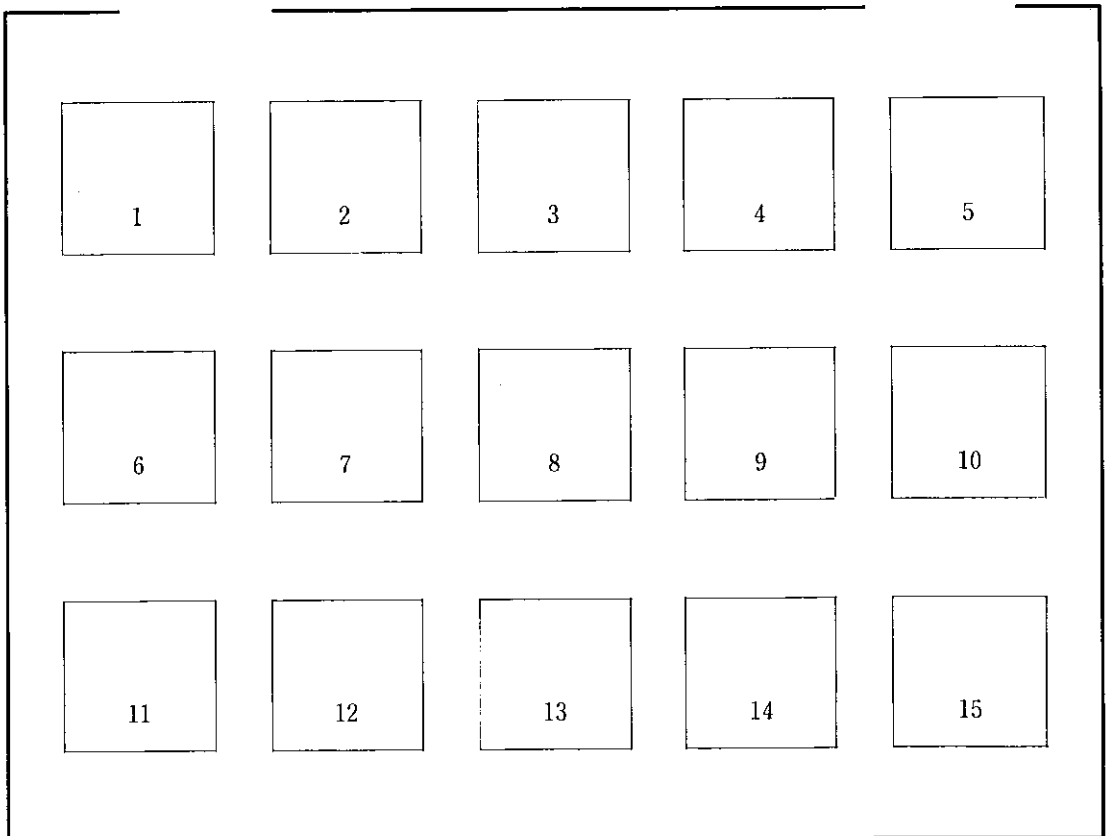
市町村の得票状況が確定し次第、市町村単位にその都度配布するほか、全市町村が確定し次第これを集計し、一覧表として配布する。

## 7 市町村における開票場所及び開票開始予定時刻等別紙のとおり

## 8 その他

- (1) 報道関係者の会場（第2委員会室）は、下記の配置図のこおり予定しているので各社の配置を決定していただきたい。
- (2) 臨時電話の架設については必要個数、機種等を電話局の係員まで申し込んでいただきたい。
- (3) 速報受信場所における報道取材行為の制限については、従来とも各種選挙の都度協力を依頼しているが、今回の選挙についても従来どおり速報受信場所での取材は禁止しますので協力をお願いしたい。
- (4) 市町村における投開票状況の報道取材については、県に対する電話報告を終了しないうちは発表しない旨市町村に指示することとなっているので協力をお願いしたい。

◎報道関係会場配置図（県議会6階第2委員会室）



## 青森県知事選挙の開票場所等

区分		開票の場所	投票結果報告 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票終了 予定時刻
市町村名					
市	青森市	青森市民体育館	19:45	19:30	21:20
	弘前市	弘前市民体育館	20:00	19:30	21:30
	八戸市	八戸市体育館	19:10	19:30	21:00
	黒石市	黒石市中央スポーツ館	19:00	19:30	21:30
	五所川原市	五所川原市民体育館	19:30	19:30	22:30
	十和田市	十和田市中央公民館	19:20	19:30	21:30
	三沢市	三沢市公会堂	19:00	19:30	21:30
	むつ市	むつ市民体育館	19:15	19:30	21:30
東 津 軽 郡	平内市	平内町立山村開発センター	19:00	19:30	21:00
	蟹田町	蟹田町コミュニティセンター	18:30	19:00	19:45
	今別町	今別町役場	18:15	19:00	21:00
	蓬田村	蓬田村役場	18:30	19:00	20:30
	平館村	平館村役場	18:30	19:00	20:00
	三厩村	三厩村中央公民館	18:10	19:00	20:30
西 津 軽 郡	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町山村開発センター	18:50	19:00	20:30
	木造町	木造町中央公民館	19:20	18:40	21:30
	深浦町	深浦町町民総合センター	18:45	19:00	21:00
	森田村	森田村役場	19:00	18:40	20:00
	岩崎村	岩崎村役場	18:30	19:00	19:45
	柏村	柏村中央公民館	18:30	18:30	19:10
	稲垣村	稲垣村役場	18:30	19:00	20:00
中 津 軽 郡	車力村	車力村役場	18:15	18:30	20:00
	岩木町	岩木町中央公民館	18:40	19:00	20:15
	相馬村	長慶閣	18:40	19:00	21:00
南 津 軽 郡	西目屋村	西目屋村総合センター	18:40	18:45	19:45
	藤崎村	藤崎小学校体育館	18:50	19:00	20:10
	大鰐町	大鰐町中央公民館	18:50	19:00	21:00
	尾上町	尾上町役場	18:00	19:00	21:00
	浪岡町	浪岡中央公民館	19:00	19:00	21:30
	平賀町	平賀町中央公民館	18:30	19:00	21:00
	常盤村	常盤村役場	18:40	19:00	20:30
	田舎館村	田舎館村中央公民館	19:00	19:00	21:00
碓ヶ関村	碓ヶ関村役場	18:30	19:00	20:00	

## 青森県知事選挙の開票場所等

区分		開票の場所	投票結果報告 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票終了 予定時刻
市町村名					
北 津 軽 郡	板柳町	板柳町福祉センター	19:00	19:00	22:00
	金木町	金木町中央公民館	19:00	19:30	21:30
	中里町	中里町青年研修所	19:00	19:30	21:00
	鶴田町	鶴田町役場	19:00	19:00	21:00
	市浦町	市浦村コミュニティセンター	18:20	18:30	20:00
	小泊村	小泊中央公民館	18:30	19:00	20:00
上 北 郡	野辺地町	野辺地町役場	19:00	19:00	21:00
	七戸町	七戸町役場	18:50	19:00	21:00
	百石町	百石町中央公民館	18:10	19:00	21:00
	十和田湖町	十和田湖町役場	18:30	19:15	20:30
	六戸町	六戸町役場	18:40	19:00	20:30
	横浜町	横浜町役場	18:30	19:00	21:00
	上北町	上北町役場	18:30	19:00	21:00
	東北町	東北町役場	18:40	19:00	21:00
	下田町	下田町中央公民館	18:45	19:00	21:00
	天間林村	天間林村役場	18:20	19:00	21:00
	六ヶ所村	六ヶ所村立中央公民館	19:20	19:30	21:00
	下 北 郡	川内町	川内町中央公民館	19:00	19:00
大畑町		大畑中央公民館	18:50	19:00	21:00
大間町		大間町公民館	18:30	18:45	19:45
東通村		東通村役場	18:30	19:00	21:00
風間浦村		風間浦村中央公民館	18:30	18:40	19:40
佐井村		佐井村振興センター	18:30	19:00	20:00
脇野沢村		脇野沢村民体育館	18:20	19:00	20:00
三 戸 郡	三戸町	三戸町民体育館	19:30	19:30	21:30
	五戸町	五戸町立公民館	18:40	19:00	21:00
	田子町	田子町中央公民館	18:30	19:30	21:30
	名川町	名川町中央公民館	18:45	19:00	20:30
	南部町	南部町民体育館	18:40	19:00	20:30
	階上町	階上町中央公民館	18:30	19:00	21:00
	福地村	福地村農村環境改善センター	18:50	19:00	21:00
	南郷村	南郷村役場	18:50	19:00	21:00
	倉石村	倉石村コミュニティセンター	18:40	19:00	19:50
新郷村	新郷村山村開発センター	18:40	19:00	20:30	

## 5 知事選挙結果速報に係る市町村担当者打合せ会議資料

### 1 投票当日の有権者見込数（全市町村）

全市町村は、1月31日(土)午前10時までに男、女、計の区分により、電話で報告すること。

電 話 0177-22-1111（県庁代表）

内 線 5352

5353 選挙班                      2063 行政班

2061

2062 総務班

直 通 0177-22-2000

### 2 投票状況の中間速報（指定市町村）

#### (1) 指定市町村

青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・むつ市・平内町・平舘村・柏村・稲垣村・岩木町・藤崎町・尾上町・板柳町・中里町・野辺地町・七戸町・川内町・東通村・南部町・倉石村（8市10町5村 計23市町村）

以上の市町村は、

回 数	現 在	報 告 時 限
第 1 回	9 : 3 0	9 : 5 0 まで
第 2 回	1 1 : 0 0	1 1 : 2 0 まで
第 3 回	1 2 : 0 0	1 2 : 2 0 まで
第 4 回	1 4 : 0 0	1 4 : 2 0 まで
第 5 回	1 6 : 0 0	1 6 : 2 0 まで
第 6 回	1 7 : 0 0	1 7 : 2 0 まで

にできるだけ多くの投票所から当該投票所の「投票当日の有権者数」と「投票者数」を取りまとめるうえ、(2)により算出し、指定された電話に報告すること。

#### (2) 推定投票率算出方法

- ① 指定市町村は、抽出された各投票所の「投票当日の有権者数」、「投票者数」を男女ごとに集計し、その「投票率」を求め（小数点第3位を四捨五入）、既に各市町村が掌握している「市町村全体の投票当日の男女ごとの有権者数」にそれぞれ、「投票率」を乗じて「当該市町村全体の男女ごとの推定投票者数」を算出し、これを合計して「市町村全体の推定投票者数」を算出する（小数点以下は切り捨て）。
- ② 次に、①で算出した男、女、計ごとの推定投票者数を、それぞれの「投票当日の男、女、計ごとの有権者数」で、除して推定投票率を算出し、第1号様式「中間投票率速報」により報告すること。

なお、投票当日の有権者数は、第1回（9時30分現在）のみ報告し、第2回以後は報告しなくてよいこと。



(3) 投票状況の中間速報指定電話

別紙1「知事選挙速報送受信体制」による指定電話に報告のこと。

なお、指定電話があいていない場合は予備電話に報告のこと。

**3 投票状況の確定速報（全市町村）**

(1) 第2号様式「確定速報」の「1 投票調」の欄により、町村は19時30分まで、市は20時までに別紙1「知事選挙速報送受信体制」による指定電話に報告のこと。

なお、指定電話があいていない場合及び町村の19時30分、市の20時以降の確定速報は予備電話に報告すること。

(2) 注 意

① 各市町村は、事前に、各投票区の投票状況を集計するための措置を講じること。

（集計票の作成、各投票区別男女別投票当日の有権者数の記載、集計員の配置）

② 投票者数には、不在者投票が含まれているかどうかを確認すること。

**4 得票状況の中間速報（全市町村）**

(1) 第3号様式「中間得票速報」により必ず所定の速報時刻に指定電話に報告すること。

(2) 速報時刻、指定電話、受信担当者は、別紙1「知事選挙開票速報送受信体制」のとおりであること。

(3) 町村は19時30分現在、市は20時現在から30分ごとに得票が確定するまで（5の確定報告後は必要なし）、得票状況を速報するものであること。

(4) 速報は100票単位で行うこと。

(5) 所定の速報時刻には、候補者の得票数が0であっても、また、前回の報告結果と同じであっても必ず報告すること。

(6) 指定電話の通話時間は、各3分であるから、指定報告時刻の直前までに、報告内容を精査のうえ、報告責任者は、あらかじめ電話口で待機するなどし、報告は手際よく行い、次の報告市町村の報告時刻に食い込むことのないように注意すること。また、あと一・二分で得票のすべてが確定するということから、指定速報時刻に報告しなかったり、中間速報の時間帯に確定報告をするといったことのないように注意すること。

(7) 送信の方法は、まず、市町村名を受信者に確認させ、以下、何時現在、開票率、候補者名、得票数、その計の順に読み上げること。なお、この場合、県の担当者が復唱するので、これを確認すること。

**5 得票状況の確定速報（全市町村）**

(1) 第2号様式「確定速報」の「2 開票調」「3 候補者別得票調」の欄により「何市町村の確定分」とことわってから報告すること。

(2) 確定速報は、別紙1「知事選挙速報送受信体制」の「集計係への回付時刻」から「次の速報時刻」までの間に指定電話に報告すること。

(3) 確定速報の報告は、投票総数、有効投票数、得票数等をよく照合確認した後に行うこと。

この場合、すでに報告してある第2号様式「確定速報」の「1 投票調」の「投票者数」と今回報告する「開票調」の「投票総数」とが一致するかどうかを確認すること。投票者数と投票総数が一致しない原因としては、一般的に次のようなことが考えられる。

① 投票総数が投票者数より少ない場合

- ・ 不受理の決定を受けた不在者投票または仮投票
  - ・ 投票者の持ち帰り
- ② 投票総数が投票者数より多い場合
- ・ 正規の投票のほかの、入場券等（全く投票と認められないものを除く）の投入
- (4) 県担当者が確定報告を受信した場合は、検算をした後電話を切り、集計係に回付し、集計係が他の様式等との照合等を行い、その後、すべての送受信を終了した旨県から市町村に通報することとなっているので、この通報がないかぎり、市町村の送受信体制は解除しないこと。
- (5) 報道機関に対する発表
- 県に対する確定速報の電話報告を終了しないうちは、報道機関に対して発表しないこと。

## 6 **選挙結果報告**

各市町村は、知事選挙の結果報告を所定の様式により作成し、2月2日(日)午前中に県選管に持参し、各市町村速報担当者の検収を受けること。

- 指出書類
- ア 投票用紙等受払精算報告書（規程第30条第3項第48号様式）
  - イ 投票点検結果報告（規程第60条第80号様式）
  - ウ 開票録の写し

## 7 投開票事務についての疑義

投開票事務について疑義がある場合には、本部へ連絡し、回答を得ること。

本部電話 0177-34-7074  
 34-7075  
 22-2000

## 8 各市町村に対する配布用紙

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| (1) 第1号様式「中間投票率速報」（指定市町村のみ） | 7枚     |
| (2) 第2号様式「確定速報」             | 8枚（市）  |
| (3) 第3号様式「中間得票速報」           | 5枚（町村） |

## 6 青森県知事選挙啓発推事業実施要領

### 1 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が選挙の意義を自覚し、選挙の正しいルールを守りながら進んで投票に参加する必要がある。このため、今回の知事選挙においては、投票総参加の呼びかけときれいな選挙の推進を重点に各種の啓発事業を行うものとする。

### 2 重点事項

#### (1) 投票総参加の推進

投票は、県民が県政に参加する最大の機会であり、投票に参加することが県民の権利であり責務であることを周知徹底させ、有権者がこぞって投票するように呼びかけること。

#### (2) きれいな選挙の推進

知事選挙に対する県民の認識を深め、候補者の主義及び主張を十分見極めて自覚ある投票をするように呼びかけ、また選挙の正しいルールを周知徹底すること。

### 3 運動の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会並びに各関係団体と密接な連携のもとに、この運動を全県的に推進するものとする。

(2) 市町村の選挙管理委員会は、各関係行政機関、明るい選挙推進協議会、白バラ友の会、青年団、婦人団体及びPTA等の関係団体との密接な連携のもとに、それぞれの地域の特性を活かした運動を推進するものとする。

(3) 明るい選挙推進協議会は民間団体としての特性を活かし、実効のある実践活動を推進するものとする。

なお、(1)、(2)、(3)の事業の実施に当たっては、新聞、放送等の報道機関と密接な連絡をとり積極的に情報資料の提供を行いその協力を得て、県民の関心を高めるものとする。

### 4 事業の種類

県 が 行 う 事 業	市 町 村 が 行 う 事 業
ア 横断幕による広告	ア 懸垂幕の掲示（県選官より配付）
イ 懸垂幕による広告（市町村に配付して掲示）	イ 広報車による巡回広報
ウ 広報車による巡回広報	ウ 有線・無線放送設備の活用
エ マスメディア利用による広告	エ 出稼者に対する選挙情報の提供
オ 視覚障害者に対する点字広報	オ 市町村の発行する広報紙の活用
カ 有線放送設備の活用（デパート・主要官庁）	カ ポスター、チラシ等による広報
キ その他	キ その他

### 5 実施上の注意事項

(1) 有権者を強制して投票させるような行為にわたらないこと。

(2) 広報車等による広報巡回をする場合、候補者の選挙運動等の妨害になることのないようにするとともに、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺における広報は、静穏を保持するようにすること。

## 7 青森県知事選挙啓発推進事業計画書

推進事業の種類	推進事業に要する経費の額	推進事業に要する経費の区分	積算の基礎	事業内容
1 広報車による啓発宣伝事業	(千円) 452	(1) 使用料及び賃借料 300 (2) 旅費 85 (3) 役務費 67	(1) 広報車借上(業者) @25,000×2台×6日=300,000 (2) 旅費@10,600×8人=84,800 (3) 看板作成 @20,000×2組=40,000 @18,000×1組=18,000 テープ作成 @4,500×2本=9,000	前回の知事選挙において投票率が低かった市町村を重点市町村として県広報車及び業者広報車による巡回を行い、投票総参加ときれいな選挙の推進を呼びかける。
2 啓発資材作成事業	918	(1) 需用費 289  (2) 需用費 69 (3) 委託料 560	(1) 懸垂幕作成 @670×410本×1.05=288,435 旧3市 15本×3市=45 他5市 10本×5市=50 町村 5本×59町村=295 合同庁舎 2本×5ヶ所=10 県 10 計 410 (2) 広告横断幕 @65,000×1.05×1本=68,250 (3) ポスター作成 @60×8,000枚=560,000 各市町村の希望枚数	今回の選挙のキャッチフレーズと投票日の周知を内容とする懸垂幕及び横断幕を作成し、県庁、市町村庁舎等に掲示する。 また、啓発ポスターを作成し、各市町村へ配付する。

推進事業の種類	推進事業に要する経費の額	推進事業に要する経費の区分	積算の基礎	事業内容
3 視力障害者に対する啓発事業	51	(1) 報償費 36  (2) 需用品 15	(1) 点字広報及び氏名表作成 製版@6,000×2日=12,000 印刷@4,000×3日2人 =24,000 (2) 点字用紙購入費 @1,70×8,000×1.05=14,280	視力障害者に対する啓発として選挙の実施、投票日、候補者の氏名、年齢、所属政党等を記載した広報を作成し、配付する。 また、各投票所に候補者、政党等を記載した点字氏名表を配置する。
4 テレビスポット放送事業	3,670	(1) 委託料3,670	RABサービス 制作費 @400,000×1本=400,000 放映料 @32,670×45回=1,470,000 A T V 制作費 @320,000×1本=320,000 放映料 @30,840×48回=1,480,000	投票日の周知を図るとともに投票総参加及び明白い選挙の実現を呼びかける。
5 ラジオスポット放送事業	200	(1) 委託料 200	RAB サービス @10,000×20回=200,000	投票日の周知を図るとともに投票総参加及び明白い選挙の実現を呼びかける。
6 電光ニュース広告事業	100	(1) 委託料 100	RAB開発コンピュータサイン 288本×10日=2,880本	電光ニュースにより投票日の周知及び投票総参加を呼びかける。 国道4号線東京海上ビル 青森駅前

推進事業の種類	推進事業に要する経費の額	推進事業に要する経費の区分	積算の基礎	事業内容
7 新聞広告事業	440	(1) 役務費 440	東奥日報 @200,000×1回=200,000 デーリー東北 @120,000×1回=120,000 陸奥新報 @120,000×1回=120,000	投票日前日の新聞紙上(地元三紙)に投票日の周知及び投票総参加を呼びかける。
8 その他				<p>1 県内主要デパート及び官庁における放送設備を利用して投票総参加を呼びかける。</p> <p>2 県広報県民課の広報媒体を活用して選挙についての周知を図る。</p> <p>(1) 新聞 地元三紙 1月14日 ラジオ RAB「県広報タイム」 毎週月～金曜日 午前9:15～9:30</p> <p>(3) テレビ RAB「県政の窓」 1月25日午前8:15～8:30 「大事にしたい私の一票」 ATV「県民の広場」 1月4日午前9:15～9:30 「地方選挙の前に」 「地方選挙の発表」 委員長談話の発表 投票日前日の新聞記事等となるよう委員長談話を県政記者クラブに配付する。</p> <p>4 選挙公報搬送車出発式 選挙公報搬送日に出発式を行いマスコミに対してアピールする。</p>
合計	5,831			

## 8 有線放送、広報紙、回覧板等による 投票参加呼びかけ（原稿例）

### 1 投票総参加の呼びかけ

2月1日は、知事選挙の投票日です。  
今後4年間の県政を担う人を決める日です。  
必ず投票しましょう。

### 2 記号式投票制度について

2月1日は、知事選挙の投票日です。  
知事選挙は、記号式投票によって行われます。投票用紙にあらかじめ候補者の氏名が印刷されていますので、投票者は、投票しようとする候補者の氏名の上の欄に○のスタンプを押してください。○を押す印やスタンプ台は、各投票所に備えつけられていますので、これをご利用してください。  
なお、○の記号以外のものが書き込まれていたりすると、その投票は無効になりますので、ご注意ください。

### 3 不在者投票制度の活用について

2月1日は、知事選挙の投票日です。  
投票当日、投票所に行って投票できない人は、あらかじめ不在者投票をして、棄権しないようにしましょう。  
不在者投票は、投票日にやむを得ない用事で市町村の区域外に出る人や、既に出稼ぎ等で投票区の区域外に出ている人、投票日の前後に出産が予定されている人、県が指定している病院等に入院中の人等が、投票の前日までに投票できる制度です。これらの事由に該当する人は、不在者投票の制度をご利用ください。

### 4 郵便による不在者投票

2月1日は、知事選挙の投票日です。  
身体に重度な障害がある人は、郵便による不在者投票、いわゆる在宅投票ができることとなっています。  
在宅投票をする場合は、投票用紙等を、投票日の4日前までに、市（町・村）の選挙管理委員会に請求してください。請求書は市（町・村）の選挙管理委員会で用意しています。  
なお、投票用紙等を請求する際は、郵便投票証明書を提示することが必要です。

### 5 候補者の政見を確認することについて

2月1日は、知事選挙の投票日です。  
県政の施策は、市町村行政と密接に結びつき、私達の生活と深いつながりをもっています。  
知事選挙では、テレビによる政見放送、各家庭に配付される選挙公報等によって、候補者の政見が発表されます。  
私達は、県政の主権者として青森県が抱えている課題について、よく考えて選ぶ必要があります。  
2月1日の投票日には、県政と私達の生活を考えて、投票しましょう。